

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：那珂川市バドミントン連盟]

[記載日：2026/2/13]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 法人格を有しないため、記入不要。	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 那珂川市バドミントン連盟として会則を定め、遵守しながら団体運営している。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公共施設等を使用して大会やイベントを開催する際には、当該施設の使用に関する規則や所管する地方公共団体の安全管理に関する条例等を遵守している。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 那珂川市バドミントン連盟の会則に基づき、年度ごとに役員を選出し、適切な団体運営及び事業運営を行っている。	A

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>令和7年度までには策定し公表するスケジュールで検討してきたが、対応可能なメンバーが少なく策定には至っていない。令和8年度中の対応課題とする。策定に当たっては、団体の構成員を広く参画させる。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>総会の折に、役員、スタッフを対象とした教育を行う検討をしている。また、福岡県バドミントン協会が開催するガバナンス研修会への参加を促した。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現時点ではコンプライアンス教育は実施できてはいないが、令和8年度中の対応課題とする。なお、開催に当たっては、公益財団法人日本バドミントン協会の諸規程を参考にする。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>年度ごとに会計報告を作成して会計監査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に那珂川市バドミントン連盟の会計マニュアルを作成した。 	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那珂川市から補助金を受けるに当たって、市が定める当該実施要項等を遵守している。 	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>・団体の規約の基づき、監事による監査を受けるとともに、定期総会において前年度の会計 に関する決算書類等の承認を得ている。</p>	
<p>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>法人格を有する団体と同様に、事業計画書、予算書、事業報告書、決算書、役員名簿などを作成し、代表者会議、総会資料として開示している。また、閲覧できる状況を整えている。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>「スポーツ団体ガバナンス・コード〈一般スポーツ団体向け〉」の遵守状況については、令和7年度中に県協会ホームページで公表する。</p>	
<p>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF 向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード〈NF 向け〉の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
原則 ■ について	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	